

2. 管理番号128

指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなった等をもって指定取消等を可能とすること

- 説明事項：平成25年法改正当時の経緯

平成25年法改正当時の経緯

○ 確認事項

- ✓ 平成25年改正法施行以前に指定を受けた指定介護機関に関して、生活保護法第54条の2第1項のみなし指定を適用していないことについて、当時の立法趣旨を確認してほしい。

○ 回答

- ✓ 平成25年法改正当時は、当初、改正法施行前に指定を受けた介護機関も含む全ての指定介護機関について、みなし指定を適用する方向で条文案を作成していたが、**内閣法制局による法案審査の過程で**、改正法施行前に指定を受けた介護機関については、みなし指定を適用せず、連動した指定の取消しはしないこととされた。

- ✓ 当時の説明は以下のとおり。

みなし指定でなく生活保護法上の指定介護機関としての指定を介護保険取扱機関としての指定と別に受けている者については、

- ・ それらは別の申請により指定を受けていることから、その介護保険取扱機関の指定は、指定介護機関の指定の前提ではないこと
- ・ そもそも指定介護機関は、介護保険取扱機関であることを前提としていないこと

を踏まえれば、介護保険取扱機関としての指定を取り消されても、指定介護機関としての指定を取り消すこととはしない。